アイヌ施策推進法・アイヌ政策推進交付金の概要

資料４

～　アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を目指します　～

先住民族への配慮を求める国内外の要請等に鑑み、従来の福祉政策や文化振興に加え、産業振興等を含めた様々な課題を早急に解決することを目的として、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）を制定　【公布日：平成31年４月26日、施行日：令和元年５月24日】

アイヌ施策推進法

○目的規定、基本理念、国・地方公共団体の責務等

目的においてアイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるとの認識を示すとともに、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国・地方公共団体の責務等を規定

○アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置

①政府によるアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針の策定

②市町村による基本方針に基づくアイヌ施策推進地域計画の作成、同計画の内閣総理大臣による認定の申請

③認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に関し、交付金の交付等の特別の措置

○民族共生象徴空間の管理に関する措置

国土交通大臣及び文部科学大臣が指定する法人に対し、民族共生象徴空間※を構成する施設の管理を委託

※アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして白老町に整備。2020年４月開業予定。

○アイヌ政策推進本部

アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、アイヌ政策推進本部を設置

アイヌ施策推進地域計画

○地域計画の認定

市町村は、基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

複数年度（５か年度以内）の地域計画を市町村が作成。交付金の交付に必要

○地域計画の対象事業

アイヌ文化の保存又は継承に資する事業、アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業、観光の振興その他の産業の振興に資する事業、地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業、その他内閣府令で定める事業

地域計画に位置付けられた事業について、上記の事業分類ごとにＫＰＩ（重要業績評価指標）の設定が必要

アイヌ政策推進交付金

・アイヌの人々に寄り添い、未来志向のもと、その要望にできる限り対応しながら、アイヌ政策を総合的に推進。

・このため、**従来の文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含む支援のための交付金制度を創設**。

○交付スキーム【令和元年度国予算額　10億円】

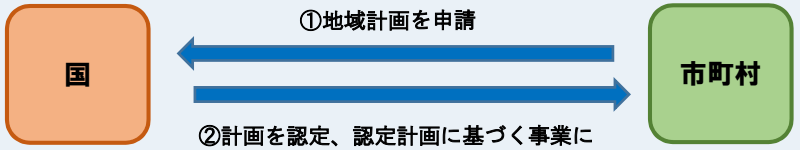

○交付金対象事業

(1) コミュニティ活動支援事業

アイヌの人々と地域住民との交流の場の整備、アイヌ高齢者のコミュニティ活動への支援、アイヌ文化等を担う人材育成のための子ども学習支援、その他コミュニティ活動を支援するための事業

(2) 文化振興事業

伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援、アイヌの歴史調査及び周辺環境整備事業、その他文化振興のための事業

(3) 地域・産業振興事業

木工芸品等の材料供給システムの整備、アイヌ文化のブランド化推進、アイヌ文化関連の観光プロモーションの実施、アイヌの観光振興、コミュニティ活動支援のためのバス運営、その他地域・産業振興のための事業
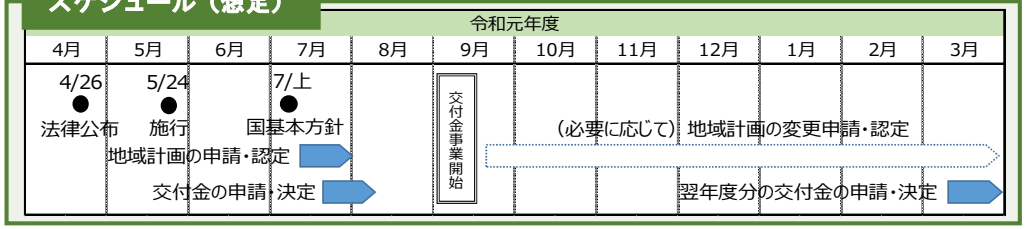
スケジュール（想定）